

「平成 23 年度税制改正主要事項にかかる提言」に対する意見 －地方の役割と意見を踏まえた制度設計を求める－

平成 22 年 12 月 6 日
全 国 知 事 会

本日、民主党の「平成 23 年度税制改正主要事項にかかる提言」が決定された。

しかしながらその内容は、全国知事会をはじめとする地方の意見や提案が全く反映されず、かつ、地域主権改革に必要不可欠な地方税財源の充実・強化の視点が欠落するなど、地域主権改革に逆行するものと言わざるを得ない。誠に残念で遺憾である。

今後、政府税制調査会が税制改正案を議論する過程においては、地域主権の実現を最優先課題とする政権の原点に今一度立ち返って、地方の提案に沿った制度が実現されるよう強く求める。

1 地球温暖化対策に地方が果たす役割を反映した制度設計を求める

地方自治体は、地球温暖化対策をはじめ、環境施策の推進において国以上の財政負担をするなど大きな役割を担っている。このことを踏まえ、昨年度来提案している地方環境税の創設をはじめ、地球温暖化対策税の創設に当たってその相当割合を地方税源化すること、自動車税と自動車重量税を一本化して地方税とする環境自動車税を実現することなどにより、地方税財源を確保・充実するよう主張してきた。

しかし、今回の提言では、石油石炭税を活用して化石燃料のCO₂排出量に着目して課税する「地球温暖化対策のための税」（税込：約 2,400 億円）を平成 23 年度から導入することとされているが、この相当部分を地方税源化することや、地方環境税の創設については全く言及がない。環境自動車税についても、議論が先送りされており、我々の提案が何ら反映されていない。

今後、政府税制調査会においては、地球温暖化対策に地方が果たす役割を十分反映した制度設計の検討を行うことを強く求める。

2 地方法人課税について応益原則に立脚した適切な議論を求める

提言では、地方の法人課税（法人住民税・法人事業税）について、景気に左右されやすい、赤字法人に対する課税が存在するなどの理由で、地方税としての存在を疑問視するような見解が示されており、遺憾である。

地方の法人課税は、地方自治体の様々な行政サービスが法人の事業活動を支えており、これに対して法人が応益原則に基づいて負担をするという戦後のシャウプ勧告以来の地方税の課税原則に基づき課税されているものである。

今後、政府税制調査会においては、こうした基本原則を踏まえるとともに、地方の強い要請を受けて平成 16 年度から法人事業税に外形標準課税が導入された経緯を十分認識の上で議論を行うことを強く求める。